

あなた と 都税

9
月号

2018
(平成30年)
第585号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今月の特集は

確認してみよう！固定資産税の軽減制度



9月は固定資産税・都市計画税の納期です(23区内)

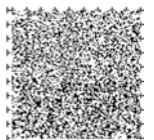
第2期分を10月1日(月)までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替(現在ご利用中の方は、10月1日(月)が振替日ですので、前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。)
- ③コンビニエンスストア
- ④金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ⑤クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

次世代介護機器の活用支援事業

介護事業所での次世代介護機器の適切な使用及び効果的な導入を支援することにより、介護職員の定着及び高齢者の生活の質の向上を図ります。写真はモデル施設において次世代介護機器を活用している様子(介護老人保健施設ユニット菜の花、特別養護老人ホーム碓ホーム)。



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：固定資産が所在する区にある都税事務所

教えて!

特集

タク ちゃん

確認してみよう!固定資産税の軽減制度

固定資産税・都市計画税には税額を軽減する様々な制度があります。今回は、主な軽減制度の概要と種類についてご紹介いたします。該当するものがないか、確認してみませんか?

Q1

税の軽減ってなに?

ノンちゃん



そもそも税の軽減ってどういうもの?

タクちゃん



一定の要件に該当する場合に税負担を抑えることができる制度だよ。税の軽減については、地方税法で定められている「減額」等の制度や、各自治体の条例で定められている「減免」という制度があるよ。減免は各自治体によって制度が異なる場合があるから、23区内の固定資産は各区の都税事務所、23区外の固定資産は所在の市町村に確認してみてね。

Q2

住宅等を新築・建替えした場合に税の軽減はある?

ノンちゃん



住宅を新築したり、建替えたりしたときに税の軽減があると助かるのだけど、そんな制度はある?

タクちゃん



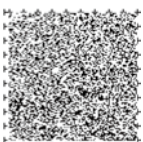
新築された住宅は、一定の要件を満たすと新たに課税される年度から3年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物だと5年度分、固定資産税額の2分の1が減額されるよ。さらに、新築された住宅が、一定の要件を満たす認定長期優良住宅である場合は、減額期間が5年度分、3階建て以上の耐火・準耐火建築物だと7年度分になるよ。

また、23区内では、昭和57年1月1日以前からある住宅を耐震化のために建替えたときは、一定の要件を満たすと新たに課税される年度から3年度分の住宅の固定資産税・都市計画税が全額減免されるよ。

ほかにも、不燃化特区の指定を受けた地域内で、不燃化のための建替えを行った住宅への減免もあるよ。【右ページ参照】

詳しい要件などは主税局ホームページ又は各区の都税事務所に確認してね。

住宅を新築・建替えするときは参考にしてみてね!



Q3

住宅等を改修した場合に税の軽減はある?

ノンちゃん



住宅を新築・建替えした場合には税の軽減があった助かるわ。でも、昔から建っている住宅の税金はもう軽減されることはないの?

タクちゃん



例えば、新築後10年以上を経過した住宅でバリアフリー改修工事を行った場合や平成20年1月1日以前からある住宅で省エネ改修工事を行った場合、一定の要件を満たすと、工事完了日の翌年度分の住宅の固定資産税額が3分の1減額されるよ。

ほかにも、23区内では、昭和57年1月1日以前からある住宅で耐震改修工事を行った場合、一定の要件を満たすと、工事完了日の翌年度分の住宅の固定資産税・都市計画税が全額軽減されるよ。

詳しい要件については、主税局ホームページ又は各区の都税事務所に確認してみてね。

Q4

軽減を受けるうえで注意することは?

ノンちゃん



いろんな場合に固定資産税が軽減されることが分かったわ。軽減制度を受ける場合に注意することはある?

タクちゃん



軽減を受けるためには、様々な条件を満たしていることに加えて、必ず申請が必要なんだ。軽減制度によっては、申請期限があるものや、申請の時期によって軽減できる額が変わってくるものもあるよ。軽減制度の条件に当てはまらなと思った時には、早めに問い合わせしてみてね!

●主な軽減制度と申請期限●

軽減制度	申請期限
認定長期優良住宅の新築に伴う減額	新築した翌年の1月31日
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免	新築した年の翌年度の2月末
バリアフリー改修工事に伴う減額	改修工事が完了した日から3か月以内
省エネ改修工事に伴う減額	
耐震改修工事に伴う減免	被災した年度の各納期限まで(未到来納期限の税額が上限です。)
災害等にあった場合の減免	

要
チェック



ご存知ですか？

～小規模非住宅用地における固定資産税・都市計画税の減免(23区内)～

一定の要件を満たす23区内の小規模非住宅用地に対し、固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象	非住宅用地 ^{*1} の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分
減免割合	固定資産税・都市計画税の税額の2割
減免手続	まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には8月までにご案内をお送りしています。要件をご確認の上、申請してください ^{*2} 。

- ※1 個人または資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限り、ます。
- ※2 前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

☎ 土地が所在する区にある都税事務所

そのほかの 固定資産税・都市計画税の減免制度 (23区内)

東京都では、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができる事由が複数あります。

適用されると思われる制度がある場合は、お持ちの固定資産が所在する区の都税事務所までお問い合わせください。

減免制度の対象(一部抜粋)

- 災害等により滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産
- 生活保護法により生活扶助等を受けるものが所有する固定資産
- 帰宅困難者のための備蓄倉庫
- 保険医療機関が診療の用に供する家屋
- 認証保育所
- 有料で借り受けた者が保育所等として使用する土地
- 地域のケア付き住まい

※すべての減免制度を確認する場合は、主税局HP「軽減制度」をご覧ください。

※減免事由ごとに要件が定められています。

☎ 固定資産が所在する区にある都税事務所

不燃化特区内で適用される減免制度 (23区内)

老朽化した木造建築物が多く、地震火災などによる大きな被害が想定される木造住宅密集地域の改善のため、不燃化特区内で減免制度適用による支援を行っています。

減免対象	木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの
減免の割合	居住部分についての税額を全額減免 [*]
適用期間	新築後新たに課税される年度から5年度分
申請期限	新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末

※減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

減免を受けるには、申請が必要です！

このほかに、防災上危険な老朽住宅を除去した更地に対して適用される制度もあります。

不燃化特区については東京都都市整備局、減免制度については主税局HPをご確認ください。

☎ 住宅が所在する区にある都税事務所

安心・便利な口座振替をご利用ください

開始月の前月10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

平成30年11月12日(月)までにお申込みいただくと、12月の固定資産税・都市計画税第3期分からご利用いただけます。

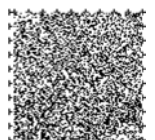
☎ 主税局徴収部納税推進課 ☎03-3252-0955
(平日9時～17時)

クレジットカードでも納付できます！

固定資産税・都市計画税はパソコン・スマートフォン等から、クレジットカードで納付できます。

都税クレジットカードお支払サイト

<https://zei.metro.tokyo.lg.jp/> からお手続きください。



タックス・タクちゃん
生誕25周年

原作者の方に

お会いしてきました!



左のふたつの写真、なんだかわかりますでしょうか？実は、これは「タックス・タクちゃん」の原案なのです！現在のタクちゃんとはだいぶ違う印象でもって新鮮ですね。

平成5年に、ビデオ「特別地方消費税ってなに。」に出演するキャラクターとして作成されたタクちゃんですが、原作者の渋谷先生はこのビデオの企画書を読んで、「この度の税制について、皆様にいち早く教えてあげなければ」と感じたとのこと。そんな先生の思いが反映され、『難しい税を教えるために飛んでいく』マントを付けたタクちゃんが誕生いたしました。タクちゃんは『2頭身のかわいらしさが一番ポイント』と先生。また、タクちゃんの髪型は、『多くの人に愛されるようにと願いを込めて、富士額を意識した』とのこと。

先生の愛情をたっぷり受けて誕生したタクちゃんは、先生の願い通り、これからも多くの人に愛され続けていきます。

平成30年7月豪雨により被災した方へ

この度の平成30年7月豪雨により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
東京都主税局では、平成30年7月豪雨により被災した方・法人に対し、都税の納期限の延長等の対応を行っております。
詳しくは主税局HPをご覧ください。

★ ご案内

外国語版都税パンフレット配布

都税を中心に、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2018」の外国語版(英語・中国語・ハングル)を発行します。

9月下旬から各都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階北側)などで無料配布いたします。

また、日本語版「ガイドブック都税2018」、「不動産と税金2018」とともに、主税局HPからもご覧いただけます。ぜひご活用ください。



📢 お知らせ

住宅・土地統計調査にご協力を!

10月1日、全国一斉に住宅・土地統計調査が行われます。東京都では約30万世帯が調査対象となります。

調査期間中、対象世帯には調査員が調査書類を配布しますので、インターネット又は紙の調査票にてご回答ください。

ご協力をお願いします。

☎ 総務局人口統計課

☎ 03-5388-2532



🏠 減免制度

災害等で被害を受けた場合には税金が減免される場合があります

風水害や地震、火災などの災害等で被害を受けた場合に減免される税金には、次のようなものがあります。

- 個人事業税
- 固定資産税・都市計画税
- 不動産取得税
- 個人の都民税*
- 軽油引取税
- 事業所税(23区内)

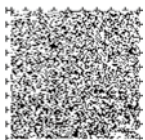
※税目ごとに減免要件が異なります。
※詳しくは主税局HPをご覧ください。

☎ 所管都税事務所の各税目担当班

*個人の都民税については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

● 編集後記

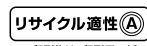
9月1日は防災の日です。災害の際にすぐに行動できるよう、防災セット等の準備・確認をされた方も多いのではないのでしょうか。災害後の生活を見据えて、利用できる制度等についても知っておくとさらに安心だなと思いました。本号が皆様のお役にたちますように。(H)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙がループ配合率70%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(29)72 平成30年9月1日発行